

うけとる 売上減少により事業継続
にお困りの事業主の皆さま

■持続化給付金 経済産業省持続化給付金でクリック

中小法人は上限 200 万円・個人事業者は上限 100 万円
 ●特に厳しい月の売上が、前年同月比で 50%以上減少している。
 ●特に厳しい月の売上を年換算(12倍)した額を、昨年1年間の売上から引いた減少分が給付されます。
 ●国へのネット申請(Web上)が基本
 ※ネット申請(Web上)が、苦手な方のために
 事前相談専用窓口 0570-015-078 (平日8時30分～17時)
 《国の申請サポート会場、橋本市にも設置》5月28日から
 橋本商工会館7階 特設会場 3密防止で完全事前予約制
 電話予約(自動)専用 ☎0120-835-130
 24時間予約可能 橋本の会場番号(3007)が必要
 電話予約(オペレーター対応)☎0570-077-866
 受付時間:平日、土日祝日ともに、9時～18時

【申請サポート支援(県独自)】

商工会議所・商工会でも申請をサポート出来るよう体制を支援
 橋本商工会議所・高野口町商工会を支援しています。

■事業継続支援金(県独自)

(対象) 県内に本店または主たる事業所を有する事業者
 ひと月の売上高が前年同月比 50%以上減少
 国の持続化給付金の給付を受けた事業者が対象(原則)
【注】国の給付通知書を大切に保管してください。

(支給額) 従業員規模に応じ、原則 20万円～100万円
 5人以下 20万円 101人～300人 50万円
 6～100人 30万円 301人以上 100万円
 郵送による提出(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)
 ※詳細・受付については、

《県支援本部専用相談窓口》☎073-441-3301
 9:00～17:45(6月末まで土日も対応)
 (詳細・申請書類など「県庁HP」「わかやま企業応援ナビ」でも)

■市内事業者緊急給付金(橋本市独自)

売り上げが、前年同月比で(30%以上～50%未満)減少している
 小規模事業者(法人・個人)に、最大で30万円(5万円～30万円)
 を給付

詳しくは、橋本市シティセールス推進課 ☎33-6106
 橋本市シティセールス推進課のホームページ
 申請期間 令和2年5月18日(月)～令和2年9月30日(水)

■県内事業者事業継続推進(県独自)

補助限度額 100万円・補助対象経費の2/3補助
 ひと月(令和2年2月～5月のいずれか)の売上高が前年同月比
 20%以上減少した、県内に事業拠点を有する中小事業者等を対象
 に、事業規模が30万円以上の新たな取組に係る経費を補助しま
 す。(事業継続、危機的状況乗り越える、安全安心を確保する
 ことを目的に新たに取組む事業)

○補助事業期間 令和2年 4月1日～12月31日
 ○受付期間 令和2年 5月15日～6月30日
 ○郵送による提出(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)
 ※詳細・受付については、
 《県支援本部専用相談窓口》☎073-441-3301
 9:00～17:45(6月末まで、土日も対応)
 (詳細・申請書類など「県庁HP」「わかやま企業応援ナビ」でも)

■生産性革命推進事業の拡充(特別枠)

○ものづくり補助金(設備導入)
 補助率(1/2)→《2/3》補助上限額 1,000万円
 《県庁相談窓口》産業技術政策課 ☎073-441-2355

○小規模事業者持続化補助金(販路開拓等)
 補助率《2/3》補助上限額(50万円)→《100万円》
 《県庁相談窓口》商工振興課 ☎073-441-2742

○IT導入補助金(IT導入) ハードウェアのレンタルも対象に
 補助率(1/2)→《2/3》補助上限額 450万円
 《県相談窓口》商工振興課 ☎073-441-2742



■雇用調整助成金<<特例措置>>

厚生労働省雇用調整助成金をクリック

【上限】1日1人当たり15,000円×休業日数分(予定)
 新型コロナウイルスの影響により、事業主が、労働者に対して
 一時的に休業、教育訓練又は出向等を行い、労働者の雇用の維持
 を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当・賃金等の、
 80%～100%(中小企業)を、事業主に助成される特例措置。
 ●4月1日～6月30日の緊急対応期間中は、全国で、全ての業
 種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置を実施。
 ●計画届の事後提出を認める(6月30日までに提出必要)
 ●雇用保険被保険者でない労働者の休業も緊急雇用安定助成金
 その他にも、一定の要件を満たす必要があります。
 受付窓口 ハローワーク橋本 ☎33-8609
 ※ネット申請(オンライン受付)も出来ます。

申請サポート(県独自)

●社会保険労務士による電話相談窓口の開設
 《専用ダイヤル》073-488-3445
 月～金(祝日除く) 10:00～17:00 ～来年3月31日
 ●対面による個別相談「専用ダイヤルで予約してください」
 ○和歌山県勤労福祉会館プラザホープ(要予約)
 《実施中》月～金(祝日除く) 10:00～17:00
 ○橋本会場 伊都振興局 大会議室(要予約)
 当面、5月26日より毎週火曜日 午後1時～午後5時
 《今後、社会保険労務士の確保や感染状況を考慮し、午前からの
 実施や訪問による個別相談など、充実していく予定です》



教育訓練の推進(県独自)

●国の雇用調整助成金(教育訓練)の加算額に、県も上乗せ加算
 し、支援することで、県内事業所の積極的な教育訓練を推進
 ●1人1日3,000円(なお、研修が半日の場合は0.5日で計算)
 国加算額2,400円(中小企業)1,800円(大企業)に、
 上乗せ各3,000円
 ●対応期間 4月1日～9月30日までに実施した教育訓練
 ●郵送による提出(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)
 詳しくは 県庁労働政策課 ☎073-441-2790

かいる 資金繰りのため、融資を
受けた事業主の皆さま

■新型コロナウイルス対策マル経融資

●対象者:商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規
 模事業者で、コロナウイルスの影響により、売上高が5%以上
 減少した事業者
 ●限度額:1,000万円(一般のマル経融資とは別枠)
 ●3年間実質無利子(利子補給があります)
 ●融資期間:設備10年以内(据置4年以内)
 運転7年以内(据置3年以内)
 《相談窓口》橋本商工会議所 ☎32-0004
 高野口町商工会 ☎42-2943



■県の中小企業融資制度

◆無担保・3年間無利子・全期間保証料減免の融資
 コロナウイルスの影響により、売上高が減少した県内事業者
 セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方
 ●個人事業主は、売上高▲5%以上
 金利ゼロ(3年間)保証料ゼロ(全期間)
 ●小・中規模事業者は、売上高▲15%以上金利ゼロ(3年間)
 保証料ゼロ(全期間)・売上高▲5%以上で、保証料1/2
 限度額:3,000万円 融資期間:10年以内(据置5年以内)
 《受付窓口》県内の民間金融機関

■観光関連事業者緊急融資(県独自)

観光関連事業者に対し、融資枠をさらに拡大(6月末まで)
 ●1年間無利子・全期間保証料免除の新たな融資枠
 ●上限3,000万円・融資期間10年以内
 (据置)セーフティ4号5号1年以内・危機関連2年以内
 受付期間 令和2年5月20日～6月30日(必要に応じて延長)
 《受付窓口》県内の民間金融機関